

公益財団法人食生活研究会
2026年度海外留学奨学生
募集要項

【奨学金支給対象者募集について】

1. 募集対象者及び募集人数

2026年4月以降に日本から海外の大学に留学する者2～3名。

2. 奨学金金額

滞在費、渡航費等として年額は15,000米ドル。

3. 支給期間

支給期間は、最長2年間とする。

4. 支給方法

原則として4か月おきに支給する。

5. 国籍

日本国籍を有すること。

6. 健康について

心身ともに健康であり、海外留學生活に耐え、将来、社会での活躍に十分耐えうる者。

7. 留学先について

北米、ヨーロッパ等

8. 併給について

他の奨学金との重複受給は可能である。

9. 留学先における学位の取得と専攻

原則として留学により、海外の大学で修士の学位の取得を目指す者であること。専攻分野は問わない。

10. 年齢

原則として申請時27歳以下とする。

【出願手続き及び選考】

1 1. 出願の手続き

以下の書類を整え、提出すること。

- (1) 申請書
- (2) 履歴書（書式自由）
- (3) 大学指導教官の推薦書（書式自由、指導教官のサインまたは押印を要す）
- (4) 大学の成績証明書（大学入学後から現在まで）
- (5) 語学力を証明する書類（写し可）（言語の聴解力、口頭表現力、読解力、及び作文力を有すること）
- (6) 研究（留学）計画書（書式自由）
- (7) 留学希望先とコンタクトをとっている場合はそれがわかるもの（メール等）
- (8) 健康診断書（原則１年以内）面接時に提出
- (9) 住民票（３か月以内。本人のみで可）決定後に提出

提出先 公益財団法人食生活研究会 理事長 正田 修

113-0031 東京都文京区根津１丁目４番６号 SB ビル５階

* 出願書類は、郵送又はメール（ryugakuseishien@z-ssk.org）にて送付のこと。

1 2. 選考基準

選考では、以下の点を総合的に考慮して適性を判断する。学業成績や語学能力だけを重視した選考とはしない。

- (1) 留学の目的や内容が適切であるか。留学希望大学、研究機関等に関する知識を持っているか。
- (2) 専門分野に関する知識、専門性があるか。
- (3) 留学先で使用する言語の聴解力、口頭表現力、読解力、及び作文力を有しており、留学の意思が強いこと。英語圏に留学する場合、TOEIC500 点以上が望ましい。
- (4) 留学計画の内容は適切であるか。
- (5) 海外で学び、さらには留学先での交流を経験することで、将来的に我が国と留学先の国との懸け橋となり、日本の発展を担う人材となることが期待できるか。

1 3. 支給対象者選考方法

提出された出願書類に基づいて、次の順序で奨学生を選考する。

- (1) 書類審査
- (2) 書類審査を通過した者に対して面接
- (3) 理事会による最終決定

1 4. 募集から採用通知までの流れ(2026 年度渡航留学生)

- ・ 2025 年 11 月 14 日（金）応募書類提出先必着
- ・ 2026 年 1 月 書類審査
- ・ " 2 月 面接（面接の日程は書類審査合格者に連絡する）
- ・ " 3 月 最終決定

1 5. 留学先大学の合格証明書・受入証明書

決定後、提出。なお、申請時に入学が決まっていない場合、申請書には第 1 志望、第 2 志望として入学希望先大学を記載すること。

【奨学生の義務】

1 6. 報告義務

（1）学業成績

年度ごとに大学発行の成績により報告する。

（2）終了時に留学時の生活状況等を報告

（3）次の事項については遅滞なく報告すること

- ① 休学・復学・転学等の場合（大学の証明を要する）
- ② 本人の身分（婚姻等）、住所等の変更があった場合

（4）奨学金の受領

奨学金の給付を受けたときは、その都度本人の自筆署名にて財団あてに PDF 等をメールにて送付すること

1 7. 行事参加の義務

一時帰国、また卒業後には財団の行事に可能な限り参加すること。

【留学後の進路について】

1 8. 支給対象者の留学終了後の進路については、何ら拘束しない。

◆本件に関する問い合わせ先

公益財団法人食生活研究会 事務局長 曾根尉彦
113-0031 東京都文京区根津 1 丁目 4 番 6 号 SB ビル 5 階
電話 03-5834-7851 Fax03-5834-7852
メール ryugakuseishien@z-ssk.org